

◆◆ 年末調整のご準備はお早めに！ ◆◆

給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税の納期限は1月10日(水)です。納期限の特例の承認を受けている場合は1月22日(月)です。税理士等への報酬の支払報告と合わせて期限内納付をお願いします。本年は昨年と比べて変わった点は下記のとおりですので、ご注意ください。

●給与所得控除額の改正

平成29年分の所得税の計算において、給与収入1,000万超の場合の給与所得控除額は220万円が上限とされています。この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されています。

平成29年分の年末調整の際には「平成29年分の年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

●給与支払事務所等の移転届書に関する改正

「給与支払事務所等の移転届出書」について、移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長への提出が不要とされました。このため、平成29年4月1日以後の移転に係る当該届出書については、移転前の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長へのみ提出すればよいことになりました。

三重県最低賃金の改正について

「三重県最低賃金」は常用・臨時・パート・アルバイト・委託などの雇用形態や年齢にかかわらず、県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。なお、特定の産業に該当する事業所で働く労働者には、下表の「特定(産業別)最低賃金」が適用されます。この機会に、事業所における賃金額を確認してみてください。

	件名	効力発生日	最低賃金額
地域別最低賃金	三重県最低賃金	H29.10.1	時間額 820円
特定(産業別)最低賃金	ガラス・同製品製造業	H29.12.20	時間額 861円
	電線・ケーブル製造業	H29.12.20	時間額 881円
	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	H27.12.20	時間額 843円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	H29.12.20	時間額 867円
	建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部品・付属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業	H29.12.20	時間額 902円

リーガルサポートシステム(企業法務専門支援員制度)のご案内

商工会では弁護士資格を持つ企業法務専門支援員を常時設置し、会員の皆様からの法律相談に無料で応じる制度があります。請負契約、債権回収、相続関係、連帯保証人、時効制度等のご相談や身近な法律相談(事業以外の相談も可)まで、気軽にご利用ください。

次回相談予定日 平成30年1月10日(水) 午前10時～午後4時

担当者 企業法務専門支援員 岸田 哲

■ご相談を希望される方は、商工会本所または最寄の支所まで事前にお申し込みください。

伊賀市商工会島ヶ原支所 事務所移転のお知らせ

伊賀市商工会島ヶ原支所は下記へ移転いたします。電話番号やFAX番号は変更ありません。

新住所 伊賀市島ヶ原4743 (旧島ヶ原老人福祉センター「清流」内)

電話 0595-59-2010 FAX 0595-59-2891

業務開始 平成30年1月4日(木)

平成29年分青色申告決算のために

個人事業者の皆様は、通常暦年（12月31日）で事業所得に係る決算を行うこととなります。そこで正しい決算に向けて次のことにご留意ください。

□棚卸表の作成

商品、製品、仕掛品、貯蔵品については、12月31日での棚卸表を作成し保存してください。
預け商品や建設業の方の仕掛工事等にもご注意ください。

□未収入金、未払費用の計上

原則として平成29年に確定した収入や費用を計上することが必要です。
特に収入の計上漏れの無いようご注意ください。

□前受金、前払費用の繰り延べ

特定の支出を除き29年分の収入や経費に計上する必要はありません。
但し、28年に収入、経費に算入しなかった額の計上はお忘れなく。

□家事消費等

平成29年に家事のために消費した棚卸品・商品等は、売上金額に含める必要があります。
明細等計上根拠を残すようにしてください。また、同様に家事に係る費用は経費になりませんので合理的に計算して経費から除外してください。



※平成29年分の確定申告から、納税者の氏名や住所などを印刷した青色申告決算書や申告書、手引書などの送付対象者の見直しが行われます。e-Taxによる提出及び青色申告会、商工会、税理士関与、税理士会の無料相談、市町村を通じて書面提出した方々に対しては、決算書・申告書に代えて、予定納税額などの必要な情報を記載した「お知らせハガキ」または「お知らせ通知書」が送付される場合がありますので、大切に保管しておいてください。

記帳継続指導個別相談会のお知らせ

開催月日	時間	担当税理士	開催場所	会場所在地	電話番号
1月17日(水)	13:30~16:00	税理士 今高 裕弥	阿山支所	伊賀市馬場1128-4	43-0014
		税理士 吉野 奈保子	大山田支所	伊賀市平田950-1	47-0321

伊賀市より 償却資産（固定資産税）申告のお願い

償却資産とは、工場や商店の経営者や駐車場・アパートを賃貸している人が事業のために使用する土地・建物以外の有形資産をいいます。事業をしている法人・個人に申告義務があります。

【対象者】伊賀市内で事業を行っているすべての法人・個人

【申告書の入手方法】12月上旬に伊賀市課税課より発送します。届かない場合はご連絡ください。
申告書と申告の手引きは伊賀市ホームページからもダウンロードできます。

【提出方法等】申告書に必要事項を記入の上、受付窓口へ持参または郵送してください。
詳しくは伊賀市ホームページに掲載されている償却資産申告の手引きをご覧ください。

URL: <http://www.city.iga.lg.jp/0000004890.html>

【提出期限】平成30年1月4日(木)から1月31日(水)

お問合せ・提出先 伊賀市財務部課税課資産税係（伊賀市上野丸之内116）
☎0595-22-9614 FAX0595-22-9618

※締め切り間際は申告が集中するため、早めの申告をお願いします。



次回の 会員一斉訪問実施予定日は **1月16日(火)** です



当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。16日にお伺いできない場合は19日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所(☎45-2210)までお願いいたします。

《貸付金利の状況》

(平成29年12月1日現在)

日本政策金融公庫	普通貸付基準利率（使用用途、返済期間、担保の有無等により異なる）	1.16%~2.40%	→
	経営改善貸付（無担保・無保証人）	1.11%	→
三重県融資制度	小規模事業資金（第三者保証不要・別途保証料）	1.60%または1.70%	→
商工貯蓄共済制度	一般（保証料不要）	1.675%~2.075%	→
	保証協会保証付（別途保証料）	1.40%	→

年末・年始業務のお知らせ

【年末】 12月28日(木) 御用納め
【年始】 1月4日(木) 業務開始



伊賀市商工会の年末・年始の業務は左記の通り
ですので、よろしくお願い致します。



会員の皆様、よいお年をお迎えください。

